

琉球大学学術リポジトリ

舊慣調査報告

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄, 南洋, 南洋庁, サイパン, カナカ, 法律 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/37971

矢内原忠雄文庫

史料名	南洋庁舊慣調査委員牧野三好『舊慣調査報告 サイパン島カナカ族ノ日本民法親族法相続續法 ニ規定スル範圍ニ属スル事項ニ關スル慣習(婚 姻に關スルモノヲ除ク)』昭和五年十二月下旬
封筒番号	197
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 10 日
撮 影 者	富士写真フイルム 株式会社
備 考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号：197

史料名	南洋庁舊慣調査委員牧野三好『舊慣調査報告 サイパン島カナカ族ノ日本民法親族法相続法ニ規定スル範圍ニ属スル事項ニ關スル慣習(婚姻に關スルモノヲ除ク)』昭和五年十二月下旬
資料形態	ガリノ綴じ
枚数	53
頁数	106
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	南洋 今泉分類記号：N

昭和三年十二月下旬

舊慣調査報告

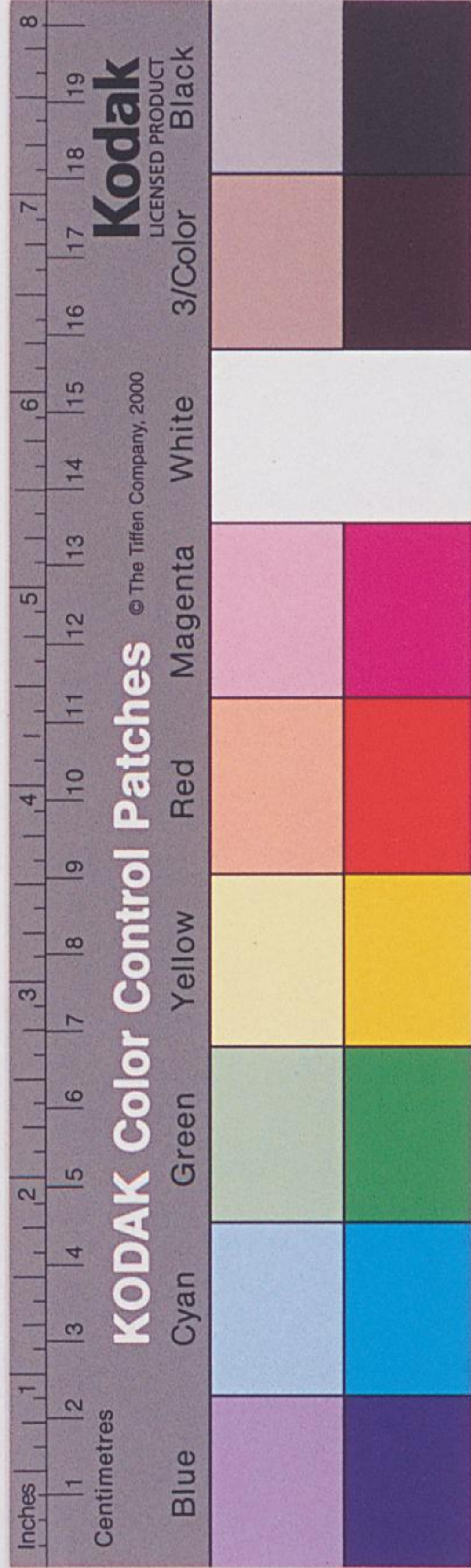
サイパン島カナカ族ノ日本民法
親族法相續法ニ規定スル範圍ニ
属スル事項ニ關スル慣習(婚姻ニ
關スルモノヲ除ク)

南洋廳舊慣調査委員

牧野

三

好



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 90 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1/12

本稿ハサイパン島ニ居住スルカナカ族ノ日
本民法ニ規定スル親族法相續法ニ關スル範圍
ニ含マル、慣習ニ關スル事項ノ調査記録ニシ
テ但シ婚姻ニ關スルモノヲ除キタリ主トシテ
左記島民ノ其ノ口述ヲ聽取シ之ヲ基礎トシテ
編纂シタルモノナリ而シテ當島カナカ人ハチ
ヤモロ人ヲ先進人種トシテ尊信シ之カ慣習ヲ
模倣スルモノナリ本調査記録中ニチヤモロ人
ノ慣習ト類似スルアリ或ハ徹底ヲ欲クモノア
リテ一應信シ難キモノナキニアラサルモ彼此
分離シ或ハ徹底シテ純真ノカナカ人ノ舊慣若

シクハ當島ノカナカ人特有ナル慣習ヲ明ニ知
ルハ當島ノ如キカナカ人ノ人口少キ所ニ在リ
テハ殆ント不可能事ニ屬シ況ンヤカナカ人ハ
時ニ對スル觀念甚々薄弱ナルニ於テオヤ
故ニ本調査ハ素ヨリ粗漏杜撰ノ譏ヲ免レスト
雖ヘトモ参考人ノ云フトコ口ニ依レハヤツプ
島ノカナカ人ニ在リテハ今日尙完全ニ其ノ舊
慣ハ保存セラル、モノ、如シ然ラハヤツプ島
ノ島民ノ慣習ト本調査トヲ彼此對照スルニ於
テハ比較的正鵠ヲ得ヘキカ勿論當島カナカ人
ニ於テノミ發達ヲ遂ケタル慣習ニ亦明ニ之ヲ

知り得ヘキモノト信ス
参考人名

一 グレゴリオサブラン(チャモロ族一八九〇年
グアム島ニ出生ス)一八九九年家族ト共ニサ
イパン島ニ來ル父ハ宜教師ナリ日本ノ小學
校ニ於テ助教員ヲ爲シタルコトアリ英語獨
逸語西班牙語日本語ヲ解ス
一 アンヘルマリエカナカ族年齢約六十年サイ
パン島ニ於テ出生ス(各島出身ノ形成セル
分裂セサル即チ舊來ヨリノ *Shipper* ノ酋長ニ
シテ西班牙時代公學校ニ於テ二年間教育ヲ

受ク

一 マルセーロムロール(カナカ族西曆一八八
二年サイパン島ニ於テ出生ス)同 *Shipper* ノ
Shipper タリ西班牙時代公學校ニ於テ一年間
教育ヲ受ケ獨逸時代ニ於テハ公學校ノ助教
員ヲ三年間爲シ同時代ニ兵曹長ニ任セラレ
タルコトアリトス

目次

初編

親族

第一章

社會制度

第一項

同族團體(シツペ)

ト族長若シクハ酋長

一一一

(Damer)ノ出現

第二項

酋長ノ權利義務ト族

團(Dippe)ノ統治機關

四

第三項

酋長タル身分ノ繼承

八

ノ順位酋長ノ攝政
Peppノ代理及世襲

第二章

親族ノ範圍

財產

第三章

共同生活ヲ營ム親族團

一九

體

第一項

成員ト構成形式

一九

第二項

家長及隱居制度ノ存

二四

否

第三項

共同生活ヲ營ム親族

二九

團體ノ成立其ノ消滅

再興家族員タル身分

ノ得喪及其ノ効果

後編 親族ノ財産ニ對スル親族員ノ

第四章 親子

第一項 實子 三四

第一款 嫡出子 三四

第二款 私生子 三八

第二項 繼親子關係 四〇

第三項 養親子關係 四一

第四項 親ニ對スル子ノ義務 四四

第五項 親權 四五

第五章 親族會 四九

關係

第一章 親ノ財産ニ對スル子ノ關係 五六

第二章 親ノ生前其ノ財産ニ關シ其ノ子ノ爲メニ爲ス處分 五九

第三章 遺産 六九

第一項 子ナキ者ノ遺産 七二

第二項 親ノ遺産 七七

第四章 遺サレタル債務 八四

第一項 配過者ノ遺シタル債務 八四

第二章 遺言
第二項 親ノ遺シタル債務
以上

八七
八八

初編 親族

第一章 社會制度

第一項

同族團體(シツの *Aipape*)
ト族長若シクハ酋長
(*Samoa*)ノ出現

7
口傳ニ依レハカナカ人ハクサイ島ヨリ發生
シタルモノナリト云フサイパン島ニハ西曆千
八百十五年英人ジョンソンニ引率セラレテ來
リシヲ初メテノ渡來トス爾來カロリン群島ノ
各島ノカナカ人渡來シ其ノ主タル出身島ハ
*Tawal, Olato, Sub, Onon, Biserat*ノ各島

8
ニシテ *Biserat* 島出身ノ者ハ當島タナバコニ
於テ *Olato, Sub, Tawal*ノ各島出身ノ者ハ當
島ガシパンニ於テ各同族團體即チカナカ族ニ
所謂 *Aipape*ヲ形成シ *Onon* 島出身者ハ同島カ
Sub 島ノ酋長ノ屬領ナリシ關係上 *Sub* 島
出身者ノ形成セル *Aipape*ノ中ニ包含セラレ各
シツマハ上ニ各酋長アリテ之ヲ統治シタリ
野蠻未開ノ時代ニハ孰レモ免レサル時代タル
弱肉強食ノ時代カナカ人ニモ存シ強者常ニ酋
長タル地位ヲ占メタルカ西班牙ニ次テ獨逸ノ
支配ヲ受クルニ至リ爭鬪ハ禁セラルトコ口

トナリ其ノ禁セラレシ時ニ酋長タリシモノ、
 親族ニ於テ後記ノ如キ地位ノ相續ハ慣習ニ依
 リ之カ地位ヲ繼承セラル、ニ至リシカサイバ
 シ島ニカナカ人カ渡來スルニ當リテハ出身島
 ノ酋長自身或ハ酋長ノ親族ニ引率セラレタル
 モノニシテ其ノ引率シタルモノカ酋長ナリシ
 族團ハ之ヲ酋長トシ酋長ノ親族ニ依リ引率セ
 ラレタル族團ハ之ヲ酋長ニ推戴シ以後現ニ存
 スル酋長家ヲ現出スルニ至レリ
 ノ形成シタルシツペハ五、六年前内訌アリテ分
 裂シ二個ノシツペトナリ分離シテ新タニ生シ

タルシツペハ舊シツペノ酋長ノ親族中カナカ
 人ノ慣習上ヨリ血族的ニ最モ酋長ニ近シト認
 ムルモノヲ以テ酋長ニ推戴スルニ至レリ

第二項

酋長ノ權利義務ト族團

(Sippe)ノ統治機關

一個ノシツペニ一人ノ酋長アリ其ノ下ニ二
 人乃至四人ノ *Repi* (利口ノ意)アリ其ノ下ニ三
 四人ノ *Saunog* アリテ酋長ハ部下ノ族團即
 テシツペノ人々ノ共存共樂ノ爲メニ適當ノ命
 ラ下シシツペノ規律ニ及シ若シクハ惡シキ行
 爲ヲ爲シタル者ニ對シテ刑 (*Waka*)ヲ行ヒ受刑

者ノ親族中ヨリ罪ノ償トシテ腰巻首飾織布其
 ノ他器具若シクハ金錢等ヲ納メシム 共存共
 樂ノ為ノニハ其ノ必要ノ都度勞働或ハ物品ヲ
 シツペノ為メニ徵發シシツペノ為メニ之ヲ使
 用ス而シテ使用シタル残部多ク金錢ヲ酋長ノ
 所得トシ大底徵發額ノ五分ノ一ヲ残ス又他島
 ヨリ來島シタル自己ノ出身島ノ者ハシツペ所
 屬ノ集會所ニ宿泊セシメ之ヲ饗應スル為メニ
 區轄ヲ定メテ仕事ノ分擔或ハ食物ノ供給ヲ爲
 サシム例ヘハ何日ニハ一丁目通ノ者何日ニハ
 二丁目通ノ者饗應スヘント定ムルカ如シ其ノ

定ノラレタル者ハ客人ニ對シ飲食物ヲ提供シ
 テ之ヲ饗應シ其ノ客人カ携帯シ來リシモノニ
 シテ歸島ノ際持テ歸ルヘキ必要ナキモノハ總
 テ残シテ酋長ノ取得スルトコトナル
 歸屬者ナキ財物ハ酋長之ヲ取得シ扶養者ナキ
 老人等ハ之カ扶養ヲ爲スヲ義務トス然レトモ
 以上ハ酋長ノ權利義務ノ一般的例示的ノモノ
 ニシテ配下ノ族團中財產其ノ他ノコトニ付爭
 マリテ當事者若シクハ其ノ親族間ニ於テ解決
 ヲ爲スヲ得サル場合ニ於テハ訴ニ依リテ之ヲ
 解決セサルヘカラサル外多ク部下ノ身分上其

ノ他ノ事ニ于涉スルコトナキモシツペノ者ノ
共存共樂ノ爲メニハ絶大ノ権カヲ有スルモノ
ト謂フヘク只時ニ統治國ノ規則若シクハカト
リツク教ノ教旨ニ依リ制肘ヲ受クルコトアル
ノミ

Repehハ酋長ノ參謀若シクハ侍從ノ如キ任務
ヲ有シ酋長ノ命ヲ受ケ若シクハ多クノ場合ハ
Repeh間ニ於テ事ヲ議シテ酋長ニ献策シ其ノ
許ヲ受ケテ事ヲ行フ

Samnagハ命令ヲ傳達シ執行ノ事務ヲ爲スモ
ノナリ

Repehモ亦之ニ任セラル、ニ酋長家ト同シク
現在ノ酋長家カ定マリタルト同一ノ沿革ニ依
リ其ノ家柄定マリ居リテ他ヨリ任セラル、コ
トナク其ノ地位世襲セラレ其ノ相續ノ順位ハ
酋長ノソレト同シ Samnagニハ家柄ナク酋長
若シクハ Repehニ於テ適當ノ者ヲ選ビタル上
ソノ職ニ就カシムルモノナリ

第三項

酋長タル身分ノ繼承ノ

順位酋長ノ攝政 Repeh
ノ代理及世襲財産

酋長ノ子及妻ハ酋長タルコトナク男子ヲ以

テ之ニ就カシムルヲ本則トス然レトモカロリ
 ン群島ノ或シツペニ於テ男子ニシテ酋長タル
 ヘキモノナカリシ結果女子酋長トナリシ例ア
 リト云フ而シテ長幼ノ序ニ依ルヘキモノトス
 而シテ長ナル者ノ子ヲ先ニシ幼ナル者ノ子ヲ
 後ニス酋長タルヘキ順位ニアル者現ニ他島ニ
 住スルモ之ヲ問フコトナシ

第一順位 酋長ノ弟ナリ
 第二順位 前者ナキカ若シクハ死セシタル
 場合ニ於テハ酋長ノ姉ノ子ナリ
 右姉ニ男子ナキトキハ姉ノ出生

第三順位

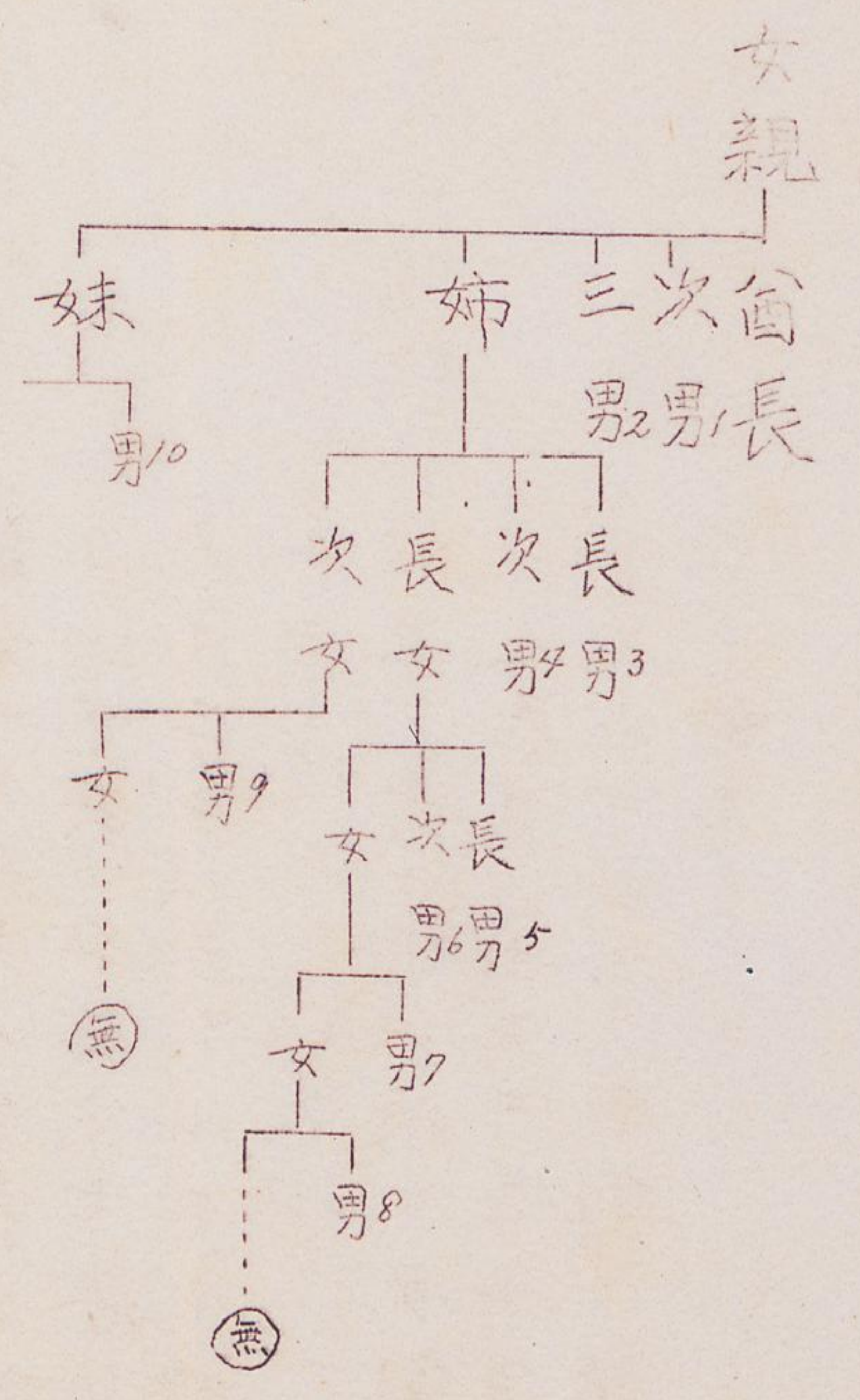
シタル女子ノ子ナリ以下姉ノ身
 族ノ女子ノ出生シタル子ヲ以テ
 ス

第四順位

前者ナキトキハ酋長ノ妹ノ子ナ
 リ以下其ノ身族ノ女子ノ出生シ
 タル子ヲ以テスルコト前示ノ例
 ニ同シ
 以上ノ者ナキニ及ヒテ親族中最
 モ近キ女ノ出生ニ係ル男子ヲ以
 テス以下前示ノ原則ニ從フ

圖示スレハ左ノ如シ

前示ノ如ク酋長タル身分ヲ繼承スヘキ者他島ニアルモ之ヲ問フコトナキヲ以テ當島ニアルモノ他島ニ行キ他島ニアルモノ當島ニ來リテ



酋長トナルモノアルヘキナリ酋長トナリタル者未タ幼弱ニシテカナカ語ニ所謂 *seal buving* (未成年者ニシテ酋長職ヲ行フニ能力十分ナラサル場合ニ於テハ親族中最モ近キモノハ攝政ノ如キ事務ヲ執ル此ノ場合ニ於テ親族中最モ近キモノカ他島ニ在ルトキハ來リテ右事務ヲ執リ而シテ酋長カカナカ語ニ所謂 *Buving* (成年者)ニ達スル迄滯島スルニ至ル成年者ニ達シタリト稱センカ為ノニハ年齢ニ依ラスシテ專ラカナカ族ノ慣習其ノ他ノ規則ヲ了得シ酋長タル職務ヲ執リ得ル能

カアリト認ナラレタルトキヲ以テスルナリ
Papaニ於テハ之カ幼弱ナル場合ニハシツベ
ノ中ヨリ之カ親族中最モ賢明ナル人ニ依頼シ
テ右 Papaカ成年者ニ達スル迄之カ代理タラ
シム

酋長及 Papaハ孰レモ其ノ身分ノミヲ継承ス
ルモノニシテ之カ身分ノ継承ニ付拒絶スルコ
トヲ得ス又之カ継承ノ拒絶ヲ欲スル者ナシ如
何トナレハ顯職ニシテ部下ノ尊信ヲ受クルヲ
以テ之カ身分ノ継承コソ欲スレ拒絶スルカ如
キ理由ナシ然レトモ何レモ身分上ヨリ來ル世

襲ノ財産ヲ有スルコトナク只酋長ハ前示ノ如
キ権利アリ一個ノ族團ノ親ノ如キモノナルヲ
以テ收獲マル最初ノモノハ之カ献上ヲ受ケ或
ハ其ノ権利ニ基ク收入アルヲ以テ貧困ニ苦シ
ムカ如キコトナシ

第二章 親族ノ範圍

カナカ人ニハ血族姻族ノ語素ヨリナキニ自
己及配過者ト血族關係ニアル者ハ遠キト近キ
トヲ問ハス總テ親族トス配過者ハ之ヲ親族ト
認メス而シテ只遠疎ノ別アリテ權利義務ノ生
スルニ差異アルノミ即チ權利義務ノ生スル順

位ニ差異アルノミナリ同一順位ニアル親族ハ
 母方ノモノヲ父方ノモノヨリ近シトシ女ハ男
 ヨリ長ハ幼ヨリ近キモノトセリ
 直系ノ尊族及昇族ハ日本民法ニ從ヘハ最モ近
 キ親族トスレトモカナカ人ニ於テ之ヲ親族ト
 觀念セス直系ノ尊族ハ總テ之ヲ親トシ直系ノ
 昇族ハ總テ之ヲ子トシテ觀念セリ而シテ其ノ
 名稱相當ノ敬意ト扶養及愛撫ヲ爲ス兄弟姉妹
 ハ親族中最モ近キモノニシテ第一位ニ在リ
 第二ニ近キハ叔伯父母從兄弟姉妹ニシテ叔伯
 父母ニ對シテハ親同様ト觀念シ之ヲ親親族ト

稱シ從兄弟姉妹ニ對シテハ兄弟姉妹親族ト稱
 シ各々其ノ名稱ニ相應スル取扱ヲ爲ス即チ親
 親族ノ言ニ對シテハ實親ト同様ニ絶對ニ服從
 スヘキモノニシテ時ニ實親ト同様ニ懲戒ヲ爲
 スコトチヤモ口人ニ於ケルカ如ク兄弟姉妹親
 族ニ在リテハ之亦實兄弟姉妹ト同様長上ノ言
 ニ對シテハ之ニ服從セサルヘカラス兄弟姉妹
 親族ノモノ實兄弟姉妹ヨリ長ナルトキハ之ニ
 付キ聞クコトヲ實兄弟姉妹ヨリ先ニス
 第三ニ近キハ兄弟姉妹ノ直系昇族ニシテ兄弟
 姉妹ニ近キヲ遠キヨリ近シトスルコト勿論ナ

第^リ四ニ近キハ從兄弟姉妹ノ直系卑族ニシテ之
亦從兄弟姉妹ニ接近スルモノヲ遠接スルモノ
ヨリ近シトスルコト勿論ナリ
配遇者ノ親及兄弟姉妹ハ孰レモ之ヲ親族兄
弟姉妹親族トシ各右名稱相當ニ近キ親族トス
レトモ精神的ニ結合セラレタル親族ト觀念シ
所謂義理アル親族トシ形式的ニ實親或ハ實兄
弟姉妹ヨリ大切ニスル慣習アリ
カナカ人モ亦チヤモ口人ト同シク名付親ヲ有
クシ名付親ハ實親同様近キ親族ニシテ名付親ト

實親トノ間名付子ト名付親ノ子トノ間ハ各々
兄弟姉妹ト觀念シテ其ノ交ヲ為シ之亦精神的
ニ結合セラレタル親族ナリ名付親ハ名付子カ
其ノ實親ノ不品行其ノ他ノ理由ニ依リ適當ニ
扶養教育セラレサルトキハ之ヲ引取りテ養ヒ
教育スルコトアリ此ノ場合ニ於テハ名付親ト
實親トノ間ニ紛争ノ生セサルヲ常トス斯ル場
合ニ於テハ多ク實親ノ不品行ニ基因スルモノ
ニシテ實親ハ自己ノ放蕩的生活ノ障害物タル
子女ナキヲ寧口好ムヲ以テナリト云フ
祖父母ノ兄弟姉妹祖父母以上ノ者ノ兄弟姉妹

及各其ノ鼻族ハ素ヨリ血族的親族ナルモ前示
列示ノ血族的親族ヨリ遠キモノニシテ自己ヲ
去ルコト遠キ程遠キ親族ナリ

第三章 共同生活ヲ營ム親族團

第一項 成員ト構成形式

共同生活ヲ營ム親族團體ヲカナカ人ニ於テ
モ亦ファミリアト稱スレトモ之カナカ人ノ本
來ノ語ニ非ラスシテヤモ口語ヲ採リタルモ
ノナリ之カ成員ハ夫婦ノ尊族鼻族ナリ而シテ
夫婦双方ノ獨身若シクハ配偶者アル兄弟姉妹

及其ノ各身族事實上同居シ共同生活ヲ營ムニ
於テハ之亦家族員トス尊族ノ中ニハ同居シテ
共同生活ヲ營ム叔伯父母兄弟ヲ含ミ身族ノ中
ニハ同居スル養子継子私生子ヲ含ム兄弟姉妹
ノミノ家族團體モ之ヲファミリアト稱ス然レ
トモ夫婦ノミヲ以テシテハホク家族團體成立
シタリト考ヘサルナリ
家族ヲ統率スル者ハ即チ家長ニシテ家長ヲ中
心トシテ家族團體ノ共同目的ノ達成ニ努ムチ
ヤモ口人ハ家族ノ成員ヲ夫婦及其ノ子トシテ
之レト共同生活ヲ營ム他ノ親族ハ從タル家族

員トシ家長タル者ノ地位ニ變動ヲ生スルコト
 ナク所謂個人主義的家族團體ヲ構成スレトモ
 カナカ人ニ於テハ家族團體ノ内容ニ主タル家
 族員從タル家族員ノ別ナク家長ハ常ニ長上タ
 ル男子ヲ以テ之ニ充ツ故ニ家長ノ地位ニ變動
 ヲ生スルコトナキニシモアラズ即チ家長タル
 第ノ家ニ兄來リテ同棲シ共同生活ヲ營ムニ於
 テハ兄カ家長トナルカ如シ然ラハ個人主義的
 ノ家族團體ニモ非ラス未聞ノ人種ニシテ親族
 員ハ相互ニ扶養スヘキモノトスル純ナル精神
 ヨリ發シタル結合ニシテ一種特別ナル家族主

義トモ謂フヘキカ素ヨリ家名ヲ重ンシ日本ニ
 於ケルカ如キ祖先ヲ崇拜スル等ノコトナク從
 ツテ家ノ相續ヲ主眼トスル長子相續ノ制度ナ
 ク只生存スル長上ヲ尊敬シ死者ニ對シテハ一
 種ノ迷信或ハカトリック教ノ教旨ニ基キ禮意
 ヲ拂フノミ只酋長家及 *Peppu* 家ニ於テ酋長或
 ハ *Peppu* ノ身分ヲ相續スルニ特例アルノミ然
 レトモ之モ亦昔日ハ弱肉強食ニシテ強者常ニ
 優越ノ地位ヲ占メタルモ歐洲文明國ノ支配ヲ
 受クルニ至リ爭鬪ヲ禁セラレタル結果其ノ當
 時ノ酋長家及 *Peppu* 家ニ對シ統治國ニ於テ其

ノ儘其ノ地位ヲ認メラレ或ハ爭鬪ノ禁セラレ
 タル結果ハ其ノ各地位ヲ覆ス手敢ナキニ至リ
 シヲ以テ其ノ儘其ノ地位ハ繼續シ其ノ親族ハ
 特別ヲ尊敬ヲ受ケカナカ人ニ於テ女ヲ以テ血
 族的ニ或ハ親族的ニ近キモノトスル慣習ニヨ
 リ遂ニ既ニ述フルカ如キ相續ニ付特例ヲ遺ス
 ニ至リシモノニアラサルカ
 故ニカナカ人ハ其ノ共同生活ヲ營ム家族團體
 ヲ構成スルニ所謂純然タル家族制度ニ基キタ
 ルモノトハ謂ヒ難ク即チ一種特別ノ家族制度
 ニ基クモノナリト稱スル所以ナリ

又酋長ハ一個ノ族團ノ親即チ父タルカ如キ尊
 敬ヲ部下ヨリ受ケ收獲シタル初穂ノ如キハ第
 一酋長ニ獻スルコト恰モ親ニ對スルト同様ニ
 シテ其ノ命ニハ絶對ニ服從スヘク而シテ族團
 ノ者ハ相互ニ遠近ノ別コソアレ大多數親族ナ
 ルコトヨリ鑑ミルトキハ族團ハ酋長ヲ家長ト
 スル大家族ノ如キモノニシテ島民モ亦斯クノ
 如キ觀念ヲ有ス

第二項 家長及隱居制度ノ存否

共同生活ヲ營ム親族團體ニハ必ず一人ノ家
 長アリ年長ノ男ヲ以テ之ニ充ツ然レトモ之カ

家長タルニハ家族ヨリ任命スルモノニアラス
 年長ナルヲ以テ之カ家族ヲ統率スルニ至ルモ
 ノナリ例ヘハ父母及其ノ子トニ依リテ形成セ
 ラレタル家族團體ニ於テハ父家長タリ兄弟姉
 妹及其ノ各身族ニ依リ形成セラレタル家族團
 體ニ於テハ年長ノ兄其ノ家長タルモノトス其
 ノ配偶者アルト否トヲ問フコトナシ叔伯父入
 リテ共同生活ヲ營ム場合ハ之カ年長ナル者家
 長タルコト勿論ナリ但シ兄カ家長タリ得ルニ
 ハ其ノ共同生活ヲ營ム家屋カ自己ノモノナル
 カ或ハ親ヨリ受ケタルモノナルトキニ限り弟

ノ配偶者カ齎セル家屋ニ於テ共同生活ヲ營ム
 兄ハソノ家族ニ於テ家長タルコトヲ得ス弟家
 長トナル
 家長ハ一家ヲ代表シ家族員ヲ指揮統率スルモ
 ノニシテ之カ執行ニハ絶対無限ノ權利ヲ有ス
 但シ財産上ノコトニ關シテハ例外アルノミ即
 チ各家族員ノ所有タル財産上ノコトニ關シテ
 ハ干涉スルコトナシ
 而シテ年長ノ男カ家長タルコトハ其ノ義務ニ
 シテ地位ハ終生ノモノニシテ之カ地位ニ在ル
 コトヲ拒絶シ或ハ權利ヲ讓渡シ剝奪セララル

エトナシ但シ家長権ヲ不當ニ行フカ如キ場合
 ニ於テ家長ノ姉若シクハ家長ノ親親類兄弟姉
 妹親類ヨリ干涉ヲ受ケ威令行ハレサルカ如キ
 コトナキニシモアラス
 家長カ疾病不在其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ権利
 ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ配遇者
 之カ代理ヲ爲シ配遇者ナキ場合ニ於テハ家族
 中年長ノ男子之カ代理ヲ爲シ家族員ハ之ヲ助
 ケテ權利ノ執行ニ遺憾ナカラシム妻カ家長権
 ヲ代理スル場合ニ於テハ其ノ家長カ親ヨリ受
 ケタル財産ニ付處分ヲ爲スコトニ關シテハ家

族員及其ノ他家長ノ血族的親族ニ於テ監督ヲ
 爲シ不當處分ヲ爲サシメス只家長ハ其ノ權利
 ヲ代理スル妻トカ婚姻後得タル財産即チ嫁
 テ得タルモノ及右妻カ婚姻ノ際齎セル財産上
 ノ處分ニ付テハ素ヨリ他ヨリ干涉ヲ受クルカ
 如キコトナシ
 日本民法ニ所謂隱居制度ナキモ事實上隱居ニ
 類スルカ如キコトナキニシモアラズ即チ家長
 ハ自己ノ全財産ヲ總テ其ノ子ニ分與シテ自己
 ハ其ノ子ヨリ扶養ヲ受クルモノアリ然レトモ
 家長トシテノ地位ニ變動ナシ亦家長権ノ相續

ナル觀念モカナカ人ニナキヲ以テ我民法ニ所
謂隱居ニ非ラス

第三項

共同生活ヲ營ム親族團體
體ノ成立其ノ消滅再興
家族員タル身分ノ得喪
及其ノ効果

共同生活ヲ營ム親族團體ヲフアミリアト稱
スルコト茲ニ夫婦ノミヲ以テシテハ未タフア
ミリア成立シタルモノト爲サ、ルコト既ニ説
キタルトコナリ而シテ子女出生スルニ及ヒ
テ初メテ一個ノフアミリア成立シ之フアミリ

アトシテハ最少ノモノナリ之ニ親族加ハリ共
同生活ヲ爲スニ至リテヨリ大多數ノ家族員ヲ
有スル家族團體ヲ生スルニ至ルモノトス
死亡ハフアミリアノ消滅及家族員タル身分喪
失ノ結果ヲ致スコト勿論ニシテ家族員ト婚姻
或ハ別ニ一軒ノ家ニ住スルモノアルニ及ヒテ
家族員ノ増減アリ家族ヲ統率スヘキ家長若シ
クハ之ヲ代理スル者カ死亡シ殘家族員幼弱ナ
ル場合ニ於テモ共同生活ヲ營ム以上家族團體
ニシテ素ヨリ家長ハ長幼ノ序ニ依リテ存スヘ
キモノナレトモ斯ル場合ニ於テハ親族中最モ

近キ者單獨ニ或ハ自己ノ家族ヲ率テ右家族
 團體ニ加ハリ家族トナルコトアリ又親權ト同
 一ノ權利ニ服セシムルコトアリ親權ト同一ノ
 權利ニ服セシムルトハ叔伯父母加ハリタル場
 合ナリ又ハ右ノ者ハ前示幼弱者ノミニテ形成
 スル家族團體員ヲ自己ノ家族中ニ加フルコト
 アリ故ニ必スシモ全體員ニ非ラスシテ團體
 員ハ分レテ親族ノ者ノ形成スル家族團體ニ加
 ハルコトアルヘキナリ此ノ場合ハ即チ養子ナ
 リ右ノ場合ニ於テ名付親ニ於テ引取りテ養育
 スルコトモアルヘシ

此ノ間ニ於テ家族團體ノ消滅ヲ來タスヘキコ
 ト勿論ナリトス而シテ幼弱ナル者ノ形成スル
 家族團體ニ親權加ハリテ家長權或ハ親權ニ類
 スルモノヲ行フ場合ハ右團體員ノ資産カ多キ
 場合ニシテ然ラサルトキハ右團體員ヲ引取り
 テ養育スル場合ナリ然レトモ之レ任意ニシテ
 拘束ヲ受クヘキモノナシ
 右幼弱ナル者カ成長シテ兄弟姉妹各配過者及
 其各昇族ノ間ニ於テ共同生活ヲ營ム親族團體
 ヲ形成スルコトアルモカナカ人ニハ我民法ニ
 所謂家ナルモノナキヲ以テ我民法ニ所謂廢絶

家等ノ再興ニ非ラサルヘシ

註前示幼弱ナル者ニ親族ナキ場合ニ於テハ
名付親ニ於テ引取りテ養育スルモ名付親
或ハ親族ノ孰レモナキ場合ハ殆ント相像
スルヲ得ス蓋シ親族ト稱スル者ハ當サイ
パン島ノミニアラステ他島ニモアレハ
ナリ若シモ扶養者全クナキニ於テハ酋長
ニ於テ扶養スヘキ義務アルコト既ニ述ヘ
タリ

家族員ハ家長権ニ絶對ニ服スヘク而シテ家族
團體ノ共存共榮ノ爲メニハ協カシ家族團體ノ

借財ノ如キハ協カシテ之カ辨濟ニ勉メサルヘ
カラス酋長ヨリ賦課ヲ命セラレタルトキノ如
キハ各自持テヨリテ賦課ヲ收メ富ナル者ハ貧
ナル者ノ爲メニ出費ヲ惜シマス家族團體ニ受
ケタルモノハ之カ分配ニ預リ家族團體ノ者ハ
互ニ使用シ得例ヘハ家族員ノ所有スル畑ニ於
テ家族團體ノ爲メニ勞作ヲ爲スコトヲ得ルカ
如シ

第四章 親子

第一項 實子
第一款 嫡出子

嫡出子ナル語ハ承來カナカ語ニアラス當サ
 イバン島ノカナカ人ハチヤモ口人ノ習俗ニ倣
 ヒ或ハカトリック教ノ影響ヲ受ケ慣習次第ニ
 チヤモ口人ノソレト混合シ言語ニ於テモ之ヲ
 採リ入レタル結果嫡出子私生子ノ區別ノミハ
 之ヲ爲スニ至レリ即チ誓婚所謂教會誓婚ノ儀
 式ヲ經テ夫婦生活ヲ爲スモノ、間ニ生シタル
 子ヲ嫡出子トス即チ嫡出子ト云ハシカ爲メニ
 ハ

一 父母カ夫婦ナルコト即チ教會ノ誓婚儀式
 ヲ經テ夫婦トナリタルモノナルコト

二 其ノ子カ妻ノ所生ナルコト
 三 其ノ子カ夫ノ子ナルコト
 四 懐胎カ婚姻中ニ起リタルコト
 ナルコト勿論ナルモ婚姻以前ニ懐胎シ婚姻後
 出生シタル子ハ疑ノ生セサル限リ之ヲ私生子
 ト爲スコトナク嫡出子トスルコト總テチヤモ
 口人ト同様ニシテ前示ノ如ク婚姻ハ教會ニ於
 テ爲ス儀式ヲ經ルニ非ラサレハ之ヲ爲スコト
 爲スコトヲ得ストノ觀念ヲ有スルコトモ亦子
 ヤモ口人ト同様ナレトモ事實上ハ離誓ハ自由

ニシテ教會僧侶ノ許可ヲ受ケテ別居シテ事實
 上ノ離婚ヲ為スカ如キコトナシ
 離婚ノ原因ノ重ナルモハ姦通ニシテ斯クノ
 如キ場合ニ於テハ乳呑子ハ母ニ就クモ成長シ
 タル子ハ其ノ就クトコロヲ自由意思ニ任カス
 然レトモ一方ノミノ不都合ナル行為ニ依リ離
 婚アリタル場合ニ於テハ乳呑子ノ外ハ其ノ不
 都合ナルモノニ其ノ子ヲ就カシメサルモ未タ
 蠻的ノカナカ人ニ於テ操行ヲ嚴ニ重スルコト
 ナキヲ以テ不品行等ノコトヲ為スニ付夫婦ノ
 双方ニ於テ先後アルノミニシテ一方ノミニ不品

行ナル場合ヲ存スルコト少ク即チ夫カ姦通ス
 レハ婦モ亦報復的ニ或ハ其ノ他ノ理由ニテ姦
 通ヲ為スヲ常態トス故ニ結局ハ成長シタル子
 女ハ其ノ各自由意思ニヨリ就クトコロヲ定ム
 ルモノ、如シ
 嫡出子ハ父姓ヲ稱ス離婚ヲ為シタル場合ニ於
 テ婚姻中ニ懐胎シ離婚後ニ生シタル子ハ之ヲ
 嫡出子ト為スモ之疑ナキ場合ニシテ假令婦ニ
 於テ不品行ノモノナリトスルモ夫ノ子ナルヤ
 否ヤハ容貌其ノ他ノ點ニ於テ分明スト云フ

第二款 私生子

私生子ハ事實上ノ夫婦ニ於テ出生シタルモ
ノニシテ嫡出子ニ非ラサルモノ及男女野合ノ
間ニ生シタルモノナリ即チヤモ口人ノ場合
ト同シ私生子ノ父ハ其ノ母ヨリ之カ引取ヲ求
メラレタル場合ニ於テ之カ引取ヲ拒ムコト能
ハス配過者アル父ハ其ノ配過者ノ許可ヲ受ケ
テ之ヲ引取り許可ヲ得サルトキハ父ハ其ノ姉
妹ニ之カ養育ヲ依頼シソノ姉妹ノ子同様ノ取
扱ヲ受ケソノ姉妹ナキトキハ父ノ叔伯母ニ之
ナキトキハ親族中近キ女ニ養育ヲ依頼ス而シ
テ此等ノ人々ハ其ノ私生子ノ養育ノ依頼ニ應

スヘキコトヲ義務ナリトス子ヨリ親ニ對シ父
タルコトノ認知ヲ求ムルカ如キコトナシ
私生子ハ常ニ母方ノ姓ヲ稱スレトモ教會誓
ニ非ラサルモ公然タル夫婦生活ヲ為スモノ
間ニ生シタル子女ハ私生子ナルモ之ヲ私生子
トシテノ取扱ヲ為サスシテ所謂嫡出子ト同様
ナル取扱ヲ為ス故ニ斯クノ如キ私生子ハ父姓
ヲ稱スルコト勿論ナリ

第二項 継親子關係

継子ハ親ニ於テ継親ノ許可ヲ受ケテ實親継
親等ノ形成スル家族團體ノ家族員トナル姦通

ニ依リ生シタル子ナルト又ハ教會ニ於ケル誓
姻儀式ヲ經タル夫婦間ニ生シタル子ナルト右
儀式ヲ經サル事實上ノ夫婦間ニ生シタル子ナ
ルト或ハ野合ニ依リ生シタル子ナルトヲ問フ
コトナシ素ヨリ繼親ノ姓ヲ稱セズ繼親ニ於テ
之ヲ愛撫教育スルコトニ於テ實子ト區別ヲ設
ケス繼子ハ繼親ニ對シテハ實親ト同様ニ奉仕
スヘキモノトス

第三項 養親子關係

養子ヲ爲スノ必要ハ子ナキ者自己ノ疾病其
ノ老後ノ不自由ヲ慮リテ爲スモノニシテ我民

法ニ所謂家ノ繼續ヲ主眼トスルモノニ非ラス
然レトモ養子ヲ爲スハ前示ノ必要上ヨリノミ
之ヲ爲スニ非ラスシテ親族若シクハ知己ノ各
子弟子女中ニ自己ノ意ニ叶フ者アリタル場合
ニ於テ之ニ對スル愛情ヨリ賞ヒ受ケテ養子ヲ
爲スモノモアリ又家長若シクハ親ヲ失ヒタル
親族ノ幼弱ナル者ヲ引取りテ之ヲ養子トシ或
ハ私生子カ實父ヨリノ依頼ニテ其ノ姉妹若シ
クハ叔伯母ヨリ引取ラレテ養ハルコトマリ
名付親カ名付子ヲ其ノ親ニ於テ適當ニ養育セ
サルトキハ之ヲ引取りテ養フカ如キコトモアリ

リ孰レモ養子ト稱ス
箇長家及 *De facto* 家ニ於テハ我民法ニ所謂家ニ
類スルモノアレトモ之カ存續ノ為メニ養子ヲ
為スコトナシ

養親ト養子トノ關係ハ實親子間ノ關係ト同様
ニシテ之ヲ擅ニ斷シ得サルモノトス即チ養
親ヲ遺棄スルハカナカ人ノ道德ニ及シ養子ハ
養親ヲ扶養スヘキハ素ヨリ其ノ義務ナリ然レ
トモ養子ハ實家ノ姓ヲ稱シ養家ノ姓ヲ稱セス
註最近當島ニ於テ幼キ時ヨリ養育セラレタ
者養親カ虐待セリト稱シテ實家ニ歸リ養

親ヲ遺棄シタルカ養親ニ於テハ斯ル事實
ヲ認メス之カ歸家ヲ求メタルニ實親並ニ
養子ニ於テ之ニ應セサルニ依リ訴訟ニ依
リ實親ニ養子ヲ養親ニ引渡スカ若シクハ
幼ヨリ養育シタル費用ノ支拂ヲ請求セ
トシタルモノアリ

第四項 親ニ對スル子ノ義務

親ニ對スル其ノ子ノ義務ハ千ヤモ口人ト同
様ニシテ即チ親ノ命ニハ絶對ニ服セサルヘカ
ラス之ヲ扶養スヘキハ勿論之ヲ遺棄スルヲ得
ス配過者ノ親ハ實親ヨリ形式上重ンスヘキコ

トヲ義理トセリ又婚姻以前ニ於テ收得シタル
財産ハ動産タルト不動産タルトニ拘ハラス之
ヲ親ニ差出サハルヘカラス女親ヲ男親ヨリヨ
リ多ク親シミヲ感スルコトモ亦チヤモ口人ト
同様ナリ

第五項 親権

45
親権ノ内容ハ子ヤモ口人ノソレト同様ニシ
テ即チ親ハ子ニ對シテ之カ權利ニ服セシムル
ニ絶對無限ノ力ヲ有ス配過者アル子ナリヤ否
ヤヲ問フコトナシ子係子女ヲ懲戒ヲ為スカ如
キ場合ニ於テモ子ヤモ口人ト其ノ選ヲ異ニス

46
ルコトナク或ハ腕カラ用フル場合アリ或ハ子
係子女ニ財産ヲ分與スヘキトキニ之ヲ為サハ
ルカ如キ懲戒方法ヲ採ルコトモアリ
子係子女ノ婚姻前ニ得タル收益即チ動産不動
産ハ之ヲ親ニ於テ占有シ之ヲ自己ノ所有トシ
テ費消費却等ノ處分ヲ為スヲ妨ケス但シ子係
子女ノ得タル不動産ハ多クハ之ヲ處分ヲ為サ
スシテ子係子女カ婚姻スル迄之ヲ大切ニ保管
シ其ノ婚姻ヲ為ス際之ヲ引渡スヲ常トス動産
ニ於テ残余アル場合ハ之ヲ差出シタル子係子
女ニ右ノ場合ニ引渡ス若シ家族員ノ為メニ必

要ナルカ或ハ右財産ヲ其ノ呈出シタルモノ、
 爲メニ處分セサルヘカラサルカ如キ場合ニ於
 テハ其ノ呈出シタル子弟子女ニ其ノ旨ヲ申聞
 ケテ之カ處分ヲ爲シ親ノ擅ナル處分ハナサル
 ヘキモノニ非ラストセリ 子弟子女カ婚姻前
 收得シタル裝身具ノ如キハ親ニ於テ必要ナキ
 限り之ヲ差出サシムルコトナシ
 子弟カ婚姻前自カニ依リ得タル或ハ他ヨリ貰
 ヒタルカノハ其ノ婚姻スル際ニ於テモ親ハ
 之ヲ引渡サス右カノハ親ノ在ル家ニ残り子
 女アル場合ハ親ノ遺産トシテ之ヲ受ク子女ナ

キ場合ニ於テハ親ノ遺産ヲ受クルモノ、中ノ
 長ナルモノ之ヲ取得ス
 女親ナキ兄弟姉妹間ニ在リテハ姉ナルト妹ナ
 ルトヲ問ハス姉妹中長ナル者兄弟ヨリ母トシ
 テノ待遇ヲ受ケ稱スルニ母ノ名ヲ以テス
 右母ノ名ヲ以テセラル、姉妹ハ兄弟ニ對シテ
 ハ母同様ノ世話ヲ爲シ扶養ヲシ或ハ懲戒ヲ爲
 スコト實親ニ同シク而シテ其ノ懲戒ヲ爲スニ
 ハ腕力ニ依ルカ如キコトナキモ物質上ニ於テ
 若シムルコトヲ以テ其ノ目的ヲ達ス何トナレ
 ハ女ハ常ニ男ヨリ多クノ財産ヲ有スレハナリ

又
叔伯父母來リテ親権者ト同様ノ位置ニ就クコ
トアルハ既ニ説キタルカ如シ

第五章 親族會

49
我民法ニ所謂親族會ノ如キモノハカナカ人
ニナシ故ニ斯クノ如キ場合ハ親族會ノ議決ニ
依ルハシトノ慣行上ノ規定ナキモ財産上ニ關
スル親族員ノ爭ニ於テ之カ解決ヲ爲スハ親族
員ノ義務ナリトスル純真ノ情ノ發露ヨリ爲ス
モノナリ
親族會ハ親族中最モ年長者總テノ親族ヲ招
集シ其ノ年長者者議長タリ之カ招集ハ或ハ自

50
發的ニ或ハ他動的ニ招集セラル即チ繫爭親族
ノ者ヨリノ訴ニ依リテ之ヲ爲サル總テノ親族
ヲ招集スルト云フモ其ノ員數ニ定マリタルト
コロナク列席シ得ルモノハ親族ノ義務トシテ
能フル限り列席スルニ過キス
其ノ決議ノ方法トシテハ多數決ニ依ルヘキコ
ト勿論ナルモ多クハ議長ノ指揮ニ從ヒ議長ノ
意見ニ依リテ決セラル何トナレハ議長ハ最モ
年長ニシテ年長者ハ常ニ敬意ヲ拂ハル、ノミ
ナラス多數人ノ面前ニ於テ不當ノ處置ヲ採リ
得サルヲ以テナリ若シ不當ノ處置ヲトルカ如

キニ於テハ多數人ヨリ敬意ヲ失墜スルノ恐ヲ
ルヲ以テ斯ルコトナシト云フ
親族會ノ決議ニ對シテハ絶對ニ服従スヘキモ
ノトス然レトモ右服従ハカナカ人ノ所謂道義
ニ基クモノニシテ之レニ服従セサルト雖モ制
裁ナキヲ以テ時ニ右決議ニ依リ紛争解決シ得
サルコトナキニシモアラス又親族會員ノ智能
ニ依リテハ解決シ得サルコトモアルヘシ斯ク
ノ如キ場合ニ於テハ酋長ニ訴ヘテ事ヲ決スル
ノ外ナシ

來人智ノ發達ト諸般ノ文明組織ノ渦中ニアル
現在ノカナカ人ニ在リテハ酋長ニ於テスラ決
シ兼ホ或ハ部下ノ者ヲシテ心服スルニ足ル命
ヲ發シ得サルコトナキニシモアラサルヲ以テ
酋長ノ命ニ服セサル者或ハ酋長ニ依リ解決シ
得サル事件ハ遂ニ政廳或ハ統治國ニ於テ設置
スル裁判廳ニ訴フルニ及フヘシ

後編 親族ノ財産ニ對スル親族員ノ關係

カナカ人ハ純然タル家族主義ノ下ニ共同生活ヲ營ム家族團體ヲ構成スルモノニアラサルヲ以テ遺産相續ノ制度ナシ即チ遺産或ハ遺産ニ非ラサル財産ハ總テ分配或ハ贈與ナリ時ニ抱活のニ遺産ノ全部ヲ取得スル者アリテ一見遺産相續ノ如キ態様ヲナスト雖トモ右ハ遺言ニ依リ贈與セラレカ若シクハ同一順位ニ在リテ分配ヲ受クヘキモノ他ニナキ場合親族員タル身分上同人ニ與ヘラルヘキモノ或ハ同人

ニ於テ取得スヘキモノトスルカナカ人ノ慣習ニシテ我民法ニ所謂遺産相續ノ觀念ノ下ニ立脚シタルモノニアラス故ニ抱活のニ遺産ヲ得タルモノト雖トモ先人ノ遺シタル債務ヲ抱活のニ繼承スルカ如キ慣習ノ存スルナシ
註近來日本人ノ入島スル者多ク日本人ノ言語ヲ採リテ直チニカナカ人ノ意思發表ニ資シ時ニ先人ヨリ受ケタル財産ニ付遺産相續ナル言語ヲ用フルカナカ人アル之石ハ誤リタル言語ノ使用ニシテ其ノ根本觀念ヲ窮メサルカ爲メナリ

第一章

親ノ財産ニ對スル子ノ關係

子ハ實子タルト養子タルトニ論ナク又私生子即チ教會婚姻ニ依ラサルモ公然事實上ノ夫婦生活ヲ爲ス者ノ間ニ生シタル子ハ實親或ハ養親ノ財産中ヨリ財産ノ分配ヲ受クルコトヲ得但シ公然ノ事實中ノ夫婦ニ非ラサル者ノ間ニ於テ生シタル子ハ實父ヨリ其ノ財産ノ分配ニ預ルコトナシ
継子ハ継親ニ子アルトキハ継親ノ財産ヨリ分配ニ預ルコトナキモ継親ニ子ナキトキハ之カ

分配贈與セラル、モノトス然レトモ継親ニ子アリト雖トモ継親ヨリ其ノ愛情ヨリ若シクハ恩惠的ニ分配ヲ爲スコトモナキニシモアラハ而シテ右継子カ継親ノ兄弟姉妹ニ對シ相當ノ禮意ヲ盡サ、ル場合即チ之ニ對シ敬意ヲ表セス親切ナラサル場合ニハ右継子カ継親ヨリ受ケタル財産ハ継親ノ兄弟姉妹ヨリ没收セララル右没收シタル財産ハ姉妹ノ所得トナリ長ラ先キニシテ後ニス但シ継親ノ兄弟ノミアル場合ニ於テハ兄弟中最モ利口ナル者ノ、所得トス兄弟中最モ利口ナル者ハ兄弟間ノミナラス

一般ニ知ラレ居ルヲ以テ最モ利口ナリヤ否ヤ
 ニ有争ヲ生スルコトナク口トハヨク親及親
 親族其ノ他ノ長上タル者ニヨク仕ヘヨク働キ
 罪惡ナルヘキ行為ヲ為サスカナカ人ノ慣習ヲ
 ヲ守ルカ如キ者ヲ指ス尚右財産ヲ没收スル
 場合ニ於テハ其ノ所得スヘキ權利アル者ニ於
 テ之ヲ没收ノ執行ヲ為スヲ常態トス
 註前シクハ先婦トノ間ニ生シタル子ヲ指ス
 實親トシテハ先親トノ間ニ生シタル子ハ双方ニ於テ
 得タル財産即チ實親トシテハ先親トノ間ニ生シタル子ハ双方ニ於テ

得タル財産中ヨリ其ノ贈與分配ヲ受ケ他ヨリ
 受クルコトナキモ継子若シクハ實親トシテ
 ノ間ニ生シタル子ハ継子ノ継親ノ姉妹ヨリ其
 ノ者ノ財産中ヨリ恩惠的ニ之カ贈與ヲ受クル
 コトアリ
 親ノ財産ニシテ分割シ得サルモノハ姉妹了ル
 以上之ヲ姉妹ノ所得トシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニ
 ス而シテ親ノ財産ハ子女ニ厚ク子房ニ薄ク贈
 與分配セラレ兄弟ノミアリテ姉妹ナキ場合ニ
 於テハ其ノ分割ノ方法ハ千ヤモ口人ト同シク
 即チ分割シ得サルモノハ之ヲ長兄ノ得ルトコ

口トナリ以下ノ者ニハ其ノ分割ヲ求メ得ヘキ
割合ニ依リ金錢其ノ他物品ヲ與ヘテ均等ナル
カ如キ方法ヲトル然レトモ長兄ニ厚ク以下ニ
薄キハ當然ノコト、ス

第二章

親カ生前其ノ財産ニ關

シ其ノ子ノ為メニ為ス

親カ生前其ノ所有財産ヲ其ノ子孫子女ニ分
配贈與スルハ之カ婚姻ノ場合ナリ多クハ與フ
ヘキ部分ヲ豫テヨリ定メ兩親ニ於テ相談ノ上
兩親ノ財産中ヨリ適當ニ之ヲ案配ス

右婚姻トハ必スシモ教會婚姻ノミヲ指スニ非
ラスシテ公然事實上ノ夫婦生活ヲ為スヘキ時
モ含ム而シテ之ヲ與フルヤ子女ニ重ク子孫ニ
薄シ子孫間ニ在リテハ等分ニスルヲ原則トス
レトモ之亦長ニ厚シ然レトモ兩親ハ子孫ノ孝
不孝或ハ其ノ他ノ感情ニ依リ其ノ分與スルニ
當リ多少ノ軒輕アルハ免レス分與スル財產ハ
土地ナリ土地トハ畑山林草原ヲ指ス勲產即チ
金錢ハ必要ニ應シ子孫子女ノ為メニ出費スル
コトアルモ分與スルコトナシ子孫子女ニ於テ
婚姻スル際ニ住スルニ必要アル場合ニ家屋ヲ

建設シテ與フルコトアリ之カ出費ヲ為スハ即
 子兩親タリ金錢以外ノ動産モ亦之ヲ兩親ハ生
 前ニ分與スルコトナシ家畜類ハ親ニ於テ數多
 ク所有スル場合ノ外ハ之ヲ分與セス而シテ其
 ノ數多ク所有ストノ限界ハ確定セサルモ要ス
 ルニ兩親ノ自由意思ニ依リテ分與スルト然ラ
 サルトヲ決スルナリ

男子ノミ一人アル場合

男子ノミ一人アル場合ハ之カ婚姻スル際

ハ親ハ其ノ約ニ分ノ一ノ財産ヲ分與ス

男子ノミ多數アル場合

男子ノミ多數アル場合ニ於テハ兩親ハ財
 産ヲ約三分シ其ノ二中ヨリ各婚姻スル際
 ニ可能ノ範圍ニ於テ均等ニ分與ス然レト
 モ長兄ニハ割合ニ厚クシ其ノ他ノ者ニハ
 前示ノ如ク出來得ル限り均等ニ分與ス

女子ノミ一人アル場合

女子ノミ一人アリテ之カ婚姻ヲ為ス場合

ニ於テハ財産ヲ分與セス如何トナレハ親
 ノ死後其ノ財産ハ總テ女子ノ所有トナリ
 親ノ下ニ於テ生活ヲ為シ夫ハ婦ノ家ニ於
 テ仕事ヲ為セハナリ

女子ノミ多数アル場合

女子ノミ多数アル場合ニ於テハ親ハ其ノ
財産ヲ二分スルコトナク全財産ヲ均等ニ
分割シテ其ノ女子カ婚姻スル際ニ與フ素
ヨリ均等トスフモ最長ナル者ハ以下幼ヨ
リ厚クス以下ノ者ニ對シテハ出來得ル限
リ均等ニスヘキモノトス長ナル者ハ親ナ
キ後ハ母ノ役目ヲ為サ、ルヲ得サレハナ
リ又親ニ於テ全財産ヲ分與スルモ子ハ親
ヲ養フハ其ノ義務ナルヲ以テ之カ扶養ヲ
受ケ得ルニ依リ親カ生活ニ困ルト云フカ

如キコトナシ

子女一人アリ子一人若シクハ數人アル場
合

女子一人男子一人ノミアル場合ニ於テ男
子婚姻スル場合ニ於テハ親ハ其ノ財産中
ヨリ約三分ノ一ヲ與フルモ女子ニ對シテ
ハ其ノ婚姻スル際ニ於テモ財産ノ分與ヲ
為サス如何トナレハ女子ハ親ト終生居ラ
共ニシ親ノ遺産ヲ總テ取得スレハナリ
又男子數人アル場合ニ於テハ財産多キ時
ハ其ノ各婚姻ノ際親ハ其ノ財産中約三分

註
 ノ約三分ノ一ヲ與フルコトアリ
 贈與ヲ受ケタル者ハ其ノ増加シタル土地ノ
 於テ其ノ増加シタル土地ニ接スル土地ノ
 親ノ努カニ依リ著シク増加シタル場合ニ
 コトモアリ親ノ所有スル財産即チ土地カ
 多カラサル場合ニ於テハ全ク分與セサル
 ノニラ子第間ニ分割贈與ス然レトモ財産
 自由意思ニ依テ決セララルトコロナリ
 ル土地ヲ取得シタル姉妹ヨリ贈與セララル
 右三分ノ一ノ土地ハ親ノ死後右増加シタ
 姉妹ヨリ贈與セララル

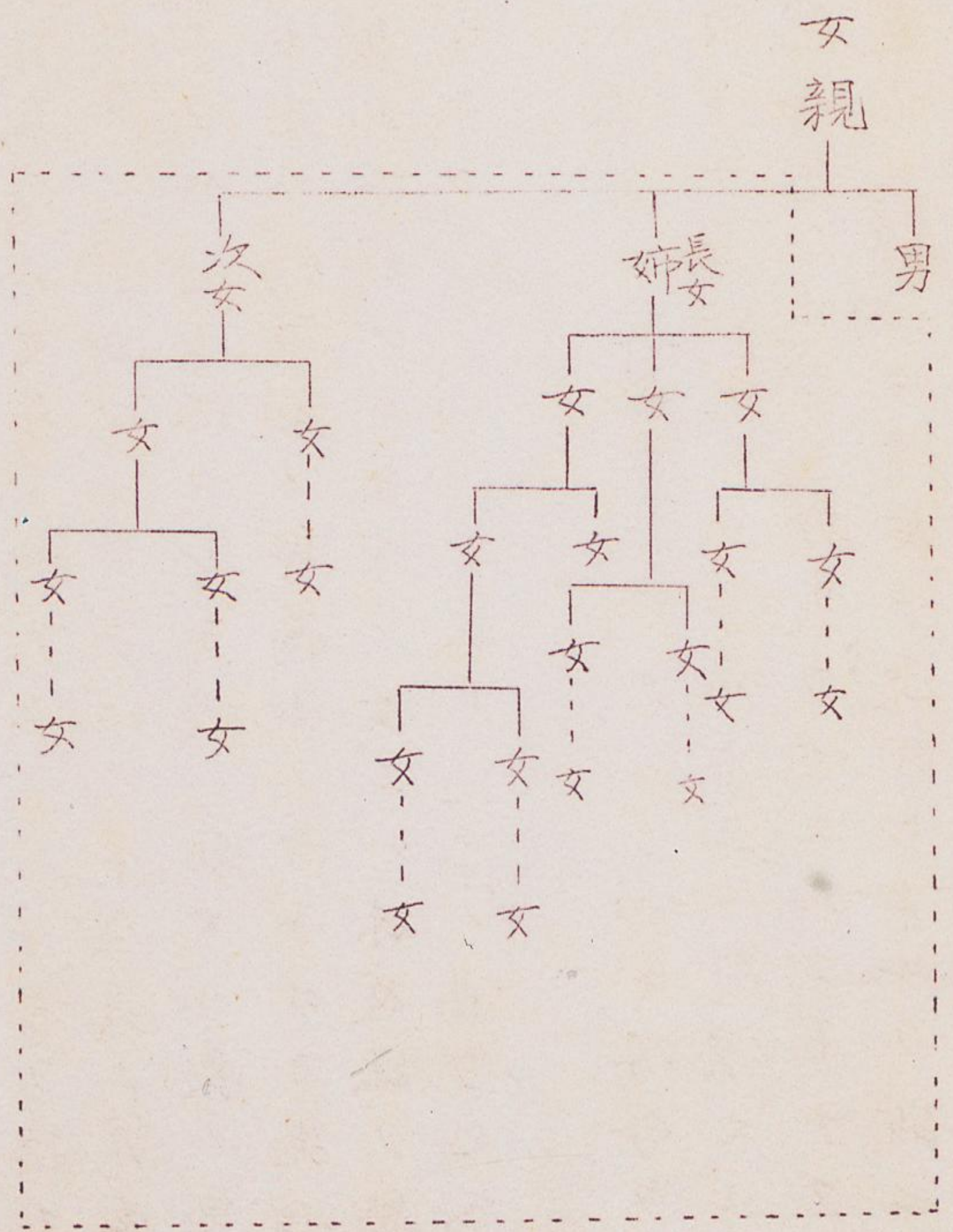
合女子數人アリ男子一人若シクハ數人アル場
 女子數人アリ男子一人ノミアル場合ニ於

テハ其ノ各婚姻ノ場合長姉ニ最モ多ク他
 ノ男女稍少ク孰レモ均等ニナルカ如ク親
 ハ財産ノ分與ヲ為スモ男ハ女ヨリ薄シ男
 子多キ場合ニ於テハ之ニ對シ財産ノ分與
 ヲ為サスシテ女子ノミニ分與ス而シテ此
 ノ場合ニ於テモ留保サルヘキ財産ノ生ス
 ルコトアルヘキナリ若シ男子ニ於テ特別
 ニ親對シ存ナル者ニ對シテハ財産ノ幾

分ヲ子女ニ與ヘスシテ之ヲ留保シ居テ死
 後右ノ者ニ贈與スルコトアリ然レトモ親
 カ遺贈セサル場合ニ於テハ姉妹ノ所有ト
 ナルヘキナリト云フ兄弟多數アリトモ姉
 妹アルニ及ヒテハ之ヲ扶養スルハ姉妹ノ
 責ナルヲ以テ兄弟ニ於テ生活ニ困ルコト
 ナシ

要スルニ財産ノ分與ハ親ノ財産ノ數量多キ時
 ニ起ルヘキコトニシテ親ノ財産少ク之ヲ分與
 スルニ於テハ親カ生活ヲ維持スルコトヲ得ス
 若シクハ親ノ死後母タル役目ヲ為ス者カ其ノ

生活ヲ維持スルコトヲ得ス或ハ遺産ヲ受クヘ
 キ長兄カ其ノ生活ヲ維持スルコト能ハサルカ
 如キ場合ニ於テハ之ヲ分與セサルヘク又子
 子女ノ配過者カ多クノ財産ヲ有スルカ如キ場
 合ニ於テハ右分與ヲ為サルコトアリ前示ノ
 如ク親カ分與スルモ生活ニ困ラサル限度ニ多
 クノ財産ヲ有スル場合ニハ孰レモ分與ヲ為ス
 ヲ常トス而シテ各場合ニ於ケル分與ノ割合ニ
 付以上列示スルコトナルモ孰レノ場合モ親
 ノ自由意思ヲ度外視スルコトヲ得ス從テ其ノ
 分與ノ割合ノ如キモ一ニ親ノ定ムル所ニ從ハ



サルヘカラス尚分與スル場合ノ割合ノ基準ハ
 子房子女ノ婚姻後生活ニ因却セサル程度ヲ以
 テスルモノナリ

第三章 遺産

遺産ヲ取得スル者ハ多ク女ニシテ其ノ鼻族
 ニ於テ取得スル場合ハ血族的关系ニアル女子
 ヨリ出生シタル女子ナリ圖示スレハ左ノ如シ

以下身屬中ノ女子ト稱スルハ右ノ者ヲ指ス姉妹及其ノ各身屬中ノ女子ハ兄弟及其ノ身屬中ノ女子ヨリ先順位ニシテ長ハ幼ヨリ長ノ身屬中ノ女子ハ幼及幼ノ身屬中ノ女子ヨリ先順位ニ在リ即チ姉ノ身屬中ノ女子ハ妹及妹ノ身屬中ノ女子ヨリ先順位ニ在リ兄弟ノ場合モ亦同シ而シテ遺産ノ受領ヲ拒絕スルカ如キ場合ヲ生スルコトナシ如何トナレハ遺産ヲ受領スルコトハ利益ノミアリテ損失ヲ生スルコトナク即チ遺産者ノ債務ヲ遺産ヲ受領シタルカ故ニ負

擔スルカ如キコトナク後ニ説クカ如ク遺サレタル債務ノ負擔ニハカナカ人ニ存スル美シキ慣習ニ依リ負擔スヘク右遺産ヲ受領シタルヤ否ニ付其ノ責任ノ輕重ヲ問ハル、コトナキヲ以テナリ

第一項 子ナキ者ノ遺産

亡夫ノ遺産

亡夫ノ遺産ハ總テ其ノ婦ニ於テ取得ス而シテ亡夫ノ遺産トハ亡夫カ婚姻スル以前ヨリ有シ若シクハ婚姻スルトキニ其ノ親ヨリ分與ヲ受ケタル財産亡夫ノ親族ヨリ受ケタル財産及婚

姻後夫婦ニテ稼キテ得タル財産ナリ婚姻後夫
婦ニテ稼キテ得タル財産トハ前示以外ノモノ
ニシテ夫婦生活後得タルモノナリ

配偶者ヲ有セサル者ノ遺産

配偶者ヲ有セサル者ノ遺産ハ親アレハ親ニ於
テ之ヲ取得シ即テ父母兩人ノモノト爲ル親ナ
キ場合ニ於テハ姉妹及其ノ各昇族中ノ女子ナ
リ右ノ者ナキニ於テハ母ノ姉妹及其ノ各昇族
中ノ女子ナリトス以上ノ者ナキトキハ各昇族
中ノ男子ナリ而シテ右ノ者ナキトキ兄弟及其
ノ各昇族中ノ女子ナリ以上ノ者ナキトキハ兄

弟ニ於テ取得スルモ其ノ各女子アルトキハ之
ニ於テ取得スヘク之ナキニ至ツテ兄弟ノ昇族
中ノ男子ニ於テ取得スヘキ順序ナリ以上ノ者
ナキ場合ニ於テハ母ノ親族中最モ近キ女ニ於
テ取得ス親族ト稱スル者ハ當島ノミニ在任ス
ルモノ、ミラ指スニ非ラサルヲ以テ事實上男
子ニ於テ該遺産ヲ取得スルコトナシトス

亡婦ノ遺産

亡婦ノ遺産トハ亡婦カ婚姻以前ヨリ有シタル
モノ若シクハ親族ヨリ贈與ヲ受ケ或ハ婚姻ス
ル際親ヨリ與ヘラレタルモノ及夫婦生活後稼

キテ得タルモノヲ指ス右ハ總テ生存セル夫アリト
 虽トモ之ヲ取得スルコトナク亡婦ノ姉妹
 及其ノ各身族中ノ女子ニ於テ之ヲ取得シ右ノ
 者ナキニ及ヒテ亡婦ノ兄弟若シクハ其ノ身族
 中ノ女子ニ於テ取得シ若シ之ナキ場合ニ於テ
 ハ以上ノ者ノ中最上位ニ在ル女子ノ出生シタ
 ル男子ニ於テ之ヲ取得シ姉妹ニ於テ出生シタ
 ル男子ナキニ及ヒテ兄弟ノ身族中ノ男子ノ順
 序トナルナリ結局女子全クナキニ及ヒテ男子
 ノ取得スルトコトナリ以上ノ者ナキニ及ヒテ
 亡婦ノ親族中最モ近キ女子ニ於テ之ヲ取得ス

婦死亡シタル場合ニ於テ亡婦ノ夫ハ其ノ親或
 ハ其ノ親族ヨリ受ケタル財産若シクハ婚姻以
 前ヨリ有シタル財産モ亦以上ノ運命ヲ免レサ
 ルナリ然レトモ亡婦ニ獨身ノ姉若シクハ妹ア
 ルトキハ亡婦ノ夫ハ之ト婚姻スルヲ常トシ之
 レハ慣習上亡婦ノ夫ノ義務ナリトス而シテ若
 シモ亡婦ノ夫カ亡婦ノ獨身ノ姉若シクハ妹ニ
 對シ婚姻ノ申込ヲ爲スニ拘ハラズ之ニ應セサ
 ル場合ハ亡婦ノ夫ハ自己ノ財産ハ之ヲ亡婦ノ
 姉妹ニ引渡サ、ルコトヲ得然レトモ亡婦ノ姉
 妹獨身ニ非ラス若シクハ亡婦ニ姉妹ナキトキ

ハ以上ノ全財産ハ以上説示シタルカ如キ運命
トナルコト勿論ナリ

第二項 親ノ遺産

夫婦間ニ子存子女アルトキハ夫婦ノ一方死
亡スレハ全財産ハ生存セル配偶者ニ於テ所得
ス而シテ其ノ生存セル配偶者ハ其ノ財産中ヨ
リ七配過者ノ遺言ノ實行トシテ之ヲ子存子女
其ノ他ノ者ニ分與スルコトアリ或ハ子存子女
ニ對シ適當ノ時期迄之カ分與ヲ爲サス之ヲ預
リ居ル財産ニ前示所得財産中ニアルヘク或ハ
又親權ニ依テ之カ分配ヲ爲サルコトモアル

ヘシ故ニ子存子女ニ於テ親ノ遺産トシテ事實
上取得スヘキ時期ハ兩親ノ全ク死亡シタルト
キナリトス

遺子男子一人ノミアル場合

遺子男子ノミ一人アル場合ニ於テ母ノ姉妹ア
ルトキハ右遺子ハ遺産ノ約三分ノ二乃至約二
分ノ一ヲ其ノ餘ハ母ノ姉妹即チ叔伯母ニ於テ
長幼ノ序ニ依リ之ヲ取得ス而シテ右叔伯母ノ
取得スルハ之ヲ預リタルモノト稱又故ニ預リ
タルモノナルヲ以テ遺子ニ對シ之カ返還ヲ爲
スコトアルヘキナリ即チ右遺子ニ於テ善良ナ

ランハ右叔伯母カ取得シタルモノハ返還セラ
ル、コトアリ然レトモ必スシモ叔伯母ニ於テ
取得シタル右財産ハ遺子ノ為メニ管理スルモ
ノニモアラスシテ自己ノ所有物ト同一ノ権利
ヲ有ス故ニ右叔伯母ニ於テ子女アルニ及ヒテ
ハ之カ返還ヲ為サル、コトナク右財産ハ右子
女ニ於テ贈與セラル、トコトナル要スルニ
叔伯母ニ昇族アルトキハ之カ取得スルトコト
トナルモ叔伯母ノ昇族タル男子ニ對シテハ叔
伯母ハ其ノ自由意思ニ依テ右財産ヲ與ヘスシ
テ右遺子ニ返還スルコトモアリ叔伯母及其ノ

各昇族ノ男女子ナキニ至リテ該遺子ニ於テ取
得スルニ至ルモノナリ但シ叔伯母ニ男子ノミ
アルトキハ叔伯母カ取得シタル財産中ノ約ニ
分ノ一ハ遺子ニ於テ取得スルコトヲ得叔伯母
ニ男子ノミ數名アリト雖トモ右割合ニ増減ナ
シ叔伯母カ預ル遺産中ノ部分ハ其ノ自由意思
ニ依リ定ム

遺子男子ノミ數名アル場合

遺子男子ノミ數名アル場合ニ於テ親ノ遺産ハ
母ノ姉妹ナキニ於テハ長兄ニ於テ多ク取り以
下ノ遺子ハ出來得ル限り均等ニ分割セラレタ

ル物ヲ取得スルナリ然レトモ絶對ノ均等ハ得
 ラレサルコトナルヲ以テ長ナル者ニハ厚ク幼
 ナル者ニ薄キハ當然ナリトス而シテ此ノ分配
 ヲ為ス者ハ長兄ニシテ若シ其ノ分配ニシテ適
 當ニ定マラス或ハ爭ヲ生スルカ如キニ於テハ
 父ノ兄弟中長ナル者右ノ者ナキトキハ父ノ姉
 妹中長ナル者之カ分配ニ當ルヘク而シテ以上
 ノ者ニ依リテ決スル能ハサルトキハ即チ酋長
 ニ訴ヘテ之ニ聞カスンハ非ラス
 母ノ姉妹アルトキハ遺産中約三分ノ一ヲ同人
 等ニ依リテ取得セラレ而シテ右三分ノ一ノ財

産ハ遺子善良ナル者ニ返還セラルコトアル
 ヘク其ノ運命ハ前ノ場合ニ於テ説明シタルト
 コト同様ニシテ叔伯母ノ身属ナキカ或ハ舅
 族死シタルトキハ右三分ノ一ノ財産ハ遺子
 中最長ナル者ニ於テ取得ス然レトモ遺産ヲ預
 リタル者又ハ前所得者ノ遺言其ノ他ニ依リ之
 ヲ取得スヘキ者ニ指定アリタル時ハ然ラスシ
 テ其ノ者ニ於テ取得スヘキハ當然ナリ叔伯母
 ニテ預ル遺産中ノ部分ハ叔伯母ノ自由意思ニ
 於テ定マルコト前ノ場合ト同様ナリ
 遺産中カノ一及家屋ハ長兄ノ取得スルトコト

ナリカノ一ハ兄弟中ノ者婚姻以前自カニヨリ
取得シタル物ナリト雖トモ其ノ者ノ所有トス
ルコトナシ而シテ叔伯母ニ於テ預ル財産ハ主
トシテ土地タル畑ニシテ前示ノ如ク其ノ自由
意思ニ依リテ之ヲ定メ又家屋ヲ預ルコトモア
リ此ノ家屋ヲ預ル場合ニ於テハ叔伯母カ前示
遺子等ト同様シ母タルノ役目ヲ為ス然レトモ
其ノ家屋ハ叔伯母ニ依リ其ノ身族ニ與ヘラル
コトナク叔伯母ハ之ヲ必ス返還スヘク遺子
中長ナル者ノ所得トナルモノナリ
遺子ニ女子アル場合

遺子ニ女子アレハ男子アルト否トヲ問ハス遺
産ハ其ノ女子中ノ長ナル者全部ヲ取得ス

第四章 遺サレタル債務

遺サレタル債務ハ遺シタル者ノ親族ニ於テ
支拂ヒ得ル限り支拂フヲ義務トセリ即チ親族
ハ幾分ヲ分擔シテ醵金シテ支拂フコトアリ或
ハ富メルモノ一人ニテ負擔スルコトモアリ然
レトモ多クハ一人ノミニ負擔セシメス

第一項 配偶者ノ遺シタル債務

亡夫ノ遺シタル債務ハ其ノ婦及亡夫ノ兄弟

姉妹ニ於テ同一ノ責任ヲ以テ支拂フ然レトモ
 債權者ハ婦ニ對シテ請求スルコトナク亡夫ノ
 兄弟ニ對シ之ヲ為スヲ常トス然レトモ事實上
 出金スルハ亡夫ノ姉及妹アレハコレナリ然ラ
 サレハ亡夫ノ姉妹ノ身族ノ女ナリ右ノ者ナキ
 ニ於テハ亡夫ノ兄弟ナリトス右ノ者ナキニ於
 テ亡夫ノ兄弟ノ身族ニ於テ女子アルトキハ之
 カ支拂ニ任スヘク以上ノ者ナキニ於テ以上ノ
 者ヲ除キタル亡夫ノ親族ニ於テ之カ支拂ニ任
 ス婦ノ兄弟姉妹ハ亡夫ノ債務ヲ負擔スヘキ義
 務ナキ之出金スルヲ例トセリ斯クノ如ク金錢

支拂ニ於テ事實上女カ支拂フハ女ハ常ニ男ヨ
 リ財産ヲ多ク所有スレハナリ
 亡夫ノ債務ハ夫ニ於テ之カ支拂ノ義務アリ夫
 ニ於テ支拂フコト能ハサル場合ニ於テ夫婦ノ
 兄弟姉妹ニ於テ之カ義務ヲ負フ此ノ場合ニ於
 テ債權者ハ第一ニ夫次ニ其ノ各兄弟ニ請求ヲ
 為スヲ慣例トス事實上其ノ支拂ニ任スルハ前
 示ノ如シ然レトモ女ハ男ヨリ財産ヲ多ク有ス
 ルヲ常トスルヲ以テ婦カ債務ヲ遺スカ如キコ
 トナシ假ニ亡夫カ債務ヲ遺スカ如キハ多ク家
 族ノ為メニ正當ニ負擔シタル債務ニ非ラスシ

テ夫ノ關知セサルモノニ屬ス斯クノ如キ債務
ニ對シテハ素ヨリ其ノ夫ニ於テ之カ責任ヲ負
擔セサルナリ

第二項 親ノ遺シタル債務

親ノ遺シタル債務ノ支拂ノ責アルハ第一ニ
其ノ子弟子女ニシテ此ノ場合ニ於テモ多ク債
權者ハ男子ニ對シテ請求ヲ爲スヲ慣例トシ而
シテ事實上出金スルハ女アレハコレナリ然レ
トモ右遺サレタル債務ヲ其ノ子弟子女ニ於テ
負擔スルハ之カ支拂ニ足ルヘキ財産ヲ有スル
トキニ限り又債權者ハ右子弟子女未成年者ナ

ル場合ニ於テハ之ニ對シ請求ヲ爲サス七親ノ
兄弟姉妹ニ對シ之ヲ爲スト云フ(前項参照)
七親ノ親族ハ遺子ニ於テ取得シタル財産或ハ
他ノ財産ヲ有シ亡親ノ債務ヲ支拂フコトヲ得
ル場合ニ於テモ右遺子ノミニ負擔セシメスシ
テ親族ハ餘金シテ或ハ一人ニテ之ヲ支拂フコ
トアリ故ニ全ク遺子ニ對シ亡親ノ債務ヲ負擔
セシメサルコトモアリト云フ此ノカナカ人ニ
於テハ美シキ道德ナリト考フ

第五章 遺言

遺言ハ遺産ノ分配受遺者或ハ遺産ヲ預ル者

及未青年ノ子弟子女ヲシテ其ノ養ハルヘキ家
 ヲ指定依頼スルコトヲ内容トス
 遺言ハ口頭ヲ以テ為ス慣習ナルモ文書ヲ以テ
 シタル場合ナキニシモアラス西曆千九百十年
 頃或カナカ人ハ養子ニ對シ全部ノ財産ヲ與フ
 ヘキ旨ノ遺言書ヲ作成シタルコトト昭和三年
 中ニモ亦文書ニ依リ遺言書作成セラレタル事
 トノ二例アルモ慣習ニアラサルヲ以テ文書ニ
 依ル遺言ノ場合ノ方式等定マリタルモノニ非
 ラス
 遺言ヲ為スハ遺言者頻死ノ場合ニシテ遺言者

類死ノ場合ニ於テハ親族ハ遺言者ノ枕頭ニ集
 リ居ルヲ以テ其ノ面前ニ於テ為スモノナリ而
 シテ夫カ遺言者ナルトキハ其ノ婦カ遺言ノ
 執行人トナリ婦カ遺言者ナルトキハ其ノ夫遺
 言ノ執行人ト為ルモ配過者ヲ失ヒタル者カ遺
 言スル場合ニ於テハ常ニ孰レノ場合タルヲ問
 ハス婦ノ姉妹中長ナル者カ執行人トナリ若
 シ婦ノ姉妹ナキトキハ婦ノ親族中近キ長ナル
 女ニ遺言者カ執行ヲ依頼ス而シテ遺言ノ執
 行人ハ一人ナルモ右執行カ完全ニ行ハルヘキ
 コトノ監視援助ヲ枕頭ニ集リタル他ノ親族ノ

者全体ニ依頼スト云フ配偶者ヲ有セザリシ者
 遺言スル場合ニ於テハ母アレハ之カ遺言執行
 人ト爲リ母ナケレハ母ノ親族中最モ近キ長ナ
 ル女ニ於テ遺言執行人トナル而シテ遺言執行
 人タルニ適スル者ハ必ラスシモ當島ニ任シ或
 ハ遺言者カ遺言ヲ爲ス際立會タルコトヲ要セ
 ス遺言ヲ爲ス際立會ハナリシ者カ遺言執行人
 ト爲ルニハ其ノ立會ヒタル者ヨリ遺言ノ内容
 ヲ聞クノ外ナシ
 遺言ニ關スル遺言ヲ爲スハ多ク婦ニシテ夫ハ
 婦生存スル場合ニ於テハ之ヲ爲スコト少シト

云フ如何トナレハ遺言ハ總テ婦ノ取得スルト
 コロト爲リ遺言ニ關スル遺言ハ爲スモ實益少
 ケレハナリ
 遺言ハ絶對ニ守ラレサルヘカラス而シテ遺言
 ヲ爲ス場合ニ於テハ多數ノ親族等ノ集リタル
 面前ニ於テ爲スヲ以テカナカ人ノ慣習ニ及ス
 ルカ如キ遺言ノ爲サルヘキコトナシト云フ如
 何トナレハ斯ノ如キ遺言ヲ爲スハ遺言者ノ取
 ナレハナリ故ニカナカ人ノ慣習ニ及スル内容
 ヲ有スル遺言ノ効力ノ問題ヲ生セスト云フ

